

○ 時間外・休日の医療従事者派遣補助金 Q&A

	質問	回答
1	時間外・休日とは、どのような場合か。	時間外：休日以外の日で、平素から当該医療機関が定めている診療時間（看板等に掲げているもの）以外の時間です。 なお、医療機関があらかじめ休診について表示した場合は、時間外として扱います。 休日：次の①～③です。 ① 日曜日 ② 国民の祝日に関する法律第3条に規定する休日 ③ 1月2日及び3日並びに12月29日～31日
2	A病院の休診日は日曜日のみであるが、同院内のB診療科は水曜日と日曜日が休診日である。B診療科の医師が水曜日に集団接種会場に派遣される場合に、A病院は休日の派遣として補助対象となるか。	時間外・休日は、「当該医療機関が表示する診療時間以外の時間」及び「休日」が該当するものであり、特定の診療科が休診であることをもって対象となるものではありません。
3	補助対象となる「医療機関」には、介護老人保健施設も含まれるか。	含まれません。本事業の対象となる医療機関は病院及び診療所です。
4	派遣される医師・看護師等が、派遣元医療機関の勤務シフト上の休日に派遣された場合、時間外・休日の派遣として取り扱ってよいか。	時間外・休日は、「当該医療機関が表示する診療時間以外の時間」及び「休日」が該当するものであり、派遣される医師・看護師等の勤務が予定されていなかったことをもって対象となるものではありません。
5	医療機関に所属していない医療従事者に補助できるのか。	本事業は、派遣元の医療機関に対する補助であり、個人が補助を受けることはできません。
6	医師が1人しかいない医療機関（医師＝事業主となっている）については、派遣元医療機関への補助として補助対象となるか。	他の条件を満たしていれば、補助対象となります。
7	補助上限額は1人1時間当たりで算定されるが、移動時間や休憩時間を含めてよいか。	移動時間や休憩時間は上限額の算定に含められません。派遣された医療従事者が集団接種会場で業務に従事した時間に応じて上限額が決まります。
8	準備や片付けの時間も補助上限額の算定に含めてよいか。	ワクチン接種のための準備に専念している時間内で、準備や片付けを行った場合の実働時間は算定に含めます。医師や看護師等でなくても行える業務はその他のスタッフで行うようにしてください。
9	時間外・休日に医療従事者を派遣していれば必ず補助が受けられるのか。	派遣元医療機関において、派遣に係る経費が発生し、かつ、当該医療機関が派遣先（県・市町村等）から受け取る委託料や補助金等を充当してもなお、当該医療機関に負担が発生している場合に補助対象経費となります。派遣したことだけをもって補助対象となるものではありません。
10	集団接種会場に薬剤師や事務職員を派遣したが、補助上限額の算定に含めてよいか。	薬剤師や事務職員の派遣については、補助上限額の算定に含みません。補助上限額は、医師、看護師、准看護師、歯科医師、救急救命士、臨床検査技師が集団接種会場で業務に従事した時間を基に算定します。
11	職域接種に医療従事者を派遣したが、補助対象となるか。	職域接種への派遣は補助対象となりません。 県又は市町村が設置する集団接種会場への派遣が対象です。

12	賃金が補助対象となるのはどんな場合か。	<p>次のとおりです。</p> <p>○ 賃金</p> <p>① 給料（基本給）</p> <p>当該派遣の日が基本給の計算に含まれていることを前提に、下記ア、イのとおり取り扱う。</p> <p>ア 本事業における休日であって、派遣元医療機関の診療日である日に医療従事者が派遣された場合、派遣された医療従事者の基本給（日当たり又は時間当たり）を対象経費とする。</p> <p>イ 集団接種会場に医療従事者を派遣するために派遣元医療機関を休診とした場合における、当該日（時間）に勤務する予定であった職員（派遣された医療従事者を含む）の基本給（日当たり又は時間当たり）を対象経費とする。</p> <p>※ ア、イいずれも、勤務日数（時間）が減っているにもかかわらず基本給が減額されていないことをもって、派遣元医療機関において負担が発生していると考える。</p> <p>② 賃金・手当</p> <p>ア 時間外・休日に集団接種会場に医療従事者が派遣され、その医療従事者に対して派遣元医療機関が当該派遣に係る賃金・手当を支払った場合、その経費を対象経費とする。</p> <p>イ 時間外・休日に集団接種会場に医療従事者が派遣されたことに伴い、勤務時間や業務内容等に影響を受ける派遣元医療機関の職員に対して、同医療機関が賃金・手当を支払った場合、その額を補助対象経費とする。</p> <p>※ 日曜日（本事業の定義における「休日」）に診療を行っている医療機関の医療従事者が日曜日に集団接種会場に派遣され、代わりに他の職員等（勤務予定のなかった者）が当該医療機関で勤務した場合において、当該職員等に賃金・手当が支払われた場合、その額を補助対象経費とすることなどが考えられる。</p> <p>※ 日曜日休診の医療機関の医療従事者が日曜日に集団接種会場に派遣された場合、他の職員が代わりに勤務することは考えられないことから、補助対象経費は発生しないと考える。</p>
13	報酬、謝金が補助対象となるのはどんな場合か。	<p>次のとおりです。</p> <p>○ 報酬及び謝金</p> <p>ア 時間外・休日に集団接種会場に医療従事者が派遣され、その医療従事者に対して派遣元医療機関が当該派遣に係る報酬や謝金を支払った場合、その額を補助対象経費とする。</p> <p>イ 時間外・休日に集団接種会場に医療従事者が派遣されたことに伴い、勤務時間や業務内容等に影響を受ける派遣元医療機関の職員に対して、同医療機関が報酬や謝金を支払った場合、その額を補助対象経費とする。</p> <p>※ 日曜日（本事業の定義における「休日」）に診療を行っている医療機関の医療従事者が日曜日に集団接種会場に派遣され、代わりに他の職員等（勤務予定のなかった者）が当該医療機関で勤務した場合において、当該職員等に報酬や謝金が支払われた場合、その額を補助対象経費とすることなどが考えられる。</p> <p>※ 日曜日休診の医療機関の医療従事者が日曜日に集団接種会場に派遣された場合、他の職員が代わりに勤務することは考えられないことから、補助対象経費は発生しないと考える。</p>

14	旅費が補助対象となるのはどんな場合か。	<p>次のとおりです。</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 旅費 時間外・休日に集団接種会場に医療従事者が派遣され、その医療従事者に対して派遣元医療機関が当該派遣に係る旅費（交通費）を支払った場合、その額を補助対象経費とする。
15	役務費（保険料）が補助対象となるのはどんな場合か。	<p>次のとおりです。</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 役務費（保険料） 時間外・休日に集団接種会場に医療従事者が派遣され、派遣元医療機関が当該派遣に係る保険料を支払った場合、その額を補助対象経費とする。
16	その他の経費が補助対象となるのはどんな場合か。	<p>具体的なケースの想定は難しいですが、派遣元医療機関において、派遣に係る経費が発生し、かつ、当該医療機関が派遣先（県・市町村等）から受け取る委託料や補助金等を充当してもなお、当該医療機関に負担が発生している場合は補助対象経費となり得ます。</p>